

兵糧には米、麥はもちろん、干魚、干菜、梅干、芋莖、荒布、和布、その他の海藻、干大根、焼鹽等が準備せられたが、胡椒などは、寒暑中に用て、それぞれ暑氣拂ひ、寒氣拂ひの効用があり、又山氣水氣を拂ふ薬能のために重寶がられた。又、兵糧丸といつて、極く非常の際に服用すれば、數日間は飢を凌ぐことが出来るといふ非常糧食を、當時のあるものは用ひたことであらうと思はれる。八幡太郎が秘傳とする兵糧丸の製法は次のごとくである。

兵糧丸——麻實皮を去り、黒大豆皮を去り、蕎麥粉右等分にして粉酒に浸し日に干し、又酒を入れて漬置き後に丸じて水にて用ゆ、米食喰はんと思ふ時に葵の實を煎じて飲む時は、右の藥悉く下る、その後米食を食ふ可し。

又蕎麥、麥粉、右等分にして酒に浸し、能く干して酒をつぎ、練て丸薬とするなり。

八、信玄と謙信の自筆文書

武田信玄と上杉謙信の争覇は、長年月に亘つたが、兩雄相譲らず双方に加擔する甲・信・越の領土豪族を併せて、川中島に雌雄を決せんとしたが、その間に於ける兩者の書簡、願文、定書等の興味深き文献を左に掲げてみやう。

信玄より市田茂竹庵へ

如_レ來意_ニ去年者、當方爲_レ加勢_ニ至于_レ上州_ニ御出陣、以_レ其故_ニ敵退散、爲_レ彼御禮_ニ以_レ寶泉寺_ニ甲候處、御祝著之趣預_レ御使、殊甲二・鞆十具贈給候、大慶存候、委曲情板倉方口上候間、不能_レ具候、恐々謹言

閏六月十六日

晴

信

謹上市田茂竹庵御返報

信玄より部下將領へ

雖輝虎沼田在陣候、任卜筮出馬候之間、信州衆早々參陣之由、遣飛脚候、但輝虎定而五日之内可歸本國條、必然候、心易可出馬之間、於當府沼田退散之有無可聞合候、其旨上信兩州衆相集可越山存分候、働者吉原、津掛、舟橋向、豆州可及行候、爲其心得染自筆候、兵糧闕乏之時候へトモ、此時候條、則催人數被罷立候様ニ可被相理候、恐々謹言
追而眞田源太左衛門處へ、切々越飛脚輝虎退散聞届註進待入候、

四月十四日

信 玄

眞田彈正忠殿

以好便染筆候、從岩櫃如註進者、越後衆少々至于沼田著陣、近日吾妻へ可成搖之由候、信玄此表ニ立馬候上者、上州エ之行不實候、但非可油

斷候間、彌津・望月・長野原迄立遣候、岩櫃・大戸兩城之間、何地ニ候共、敵及行所へ可被移之旨、成下知候、畢竟城内堅固可爲肝要候、恐々謹言、

閏八月十九日

信 玄

山家薩摩守殿

大井源八郎殿

依田亦左衛門殿

浦野宮内左衛門殿

城中戒律條目

定

- 一 城内之用心、並門城戸之番、晝三度・夜五度可被相改事
- 一 諸城戸今日酉刻閉門、翌日辰巳兩刻之間ニ可開之事、

- 一 本城之用心、別而肝要之間、不可有疎略之事、
- 一 駿州衆惣而城内ニ出入分別之外候、就中本城ニ不斷先方衆居住堅禁之候、但於無據用所之人、畫計可出入、是モ不過十人候、自酉刻明巳刻迄者、一切ニ本城ニ先方衆出入堅禁制之事、付背此旨無思慮出入之輩者、可爲罪科之事、
- 一 他人之同心相願候共、不可有許容候、但寄親・當主人深令納得者、甲府へ可被得内儀之事、
- 一 其方直之被官之外、縱雖有重科、信玄不被得下知而、爲私被行法度之事、
- 一 金吾地行分之外ニ、盜賊・謀叛・殺害・死科以下之糺明之儀、久能之當在城衆可有談合之事、
- 付掛川・蒲原落去、世上靜謐之砌、當國之諸法度可被行所、可定傍示

之事、

- 一 三之曲輪ニ被家作、當國衆參會尤ニ候事、
- 一 每日金吾自身、諸曲輪有巡見堀・築地・尺大破損之所、可有再興事
- 一 敵取懸之砌、必城外之防戰禁止之候、於堀際可決勝負之事
- 一 在城衆並番手衆、叨ニ城外徘徊堅停止之事
- 一 大酒禁法之事
- 付在城之貴賤兩飯之外、叨不可食飯之事
- 一 人質之番不可有疎敗事
- 一 於亂舞博奕之輩者、可有成敗事
- 一 在城並番手衆・貴賤具足・甲・脇楯・弓・鐵炮・鎗・小旗・差物、節々可被相改候事

以上

永祿十二年巳

四月十九日

左衛門大夫殿

漸可爲京著候之間、重而越飛脚

一八六

信玄在判

信玄より市川十郎右衛門へ

一 信越之境雪消、馬足叶候様ニ告來候、然則輝虎向信州出勢必定ニ候、無據進退之條、無二薩埵山へ取懸間、遂興亡之一戰候、甲・越和融・御下知可有信長御媒介者、急速・岐阜之使者信州長沼邊へ被越候之様ニ、可有催促候

一 當時家康者、專信長被得異見人ニ候、又今川氏眞沒落故、遠州悉屬岡崎候之上者、雖不可異儀候、掛川岡崎和融之刷、此所不審ニ候、畢竟信

長御憶意聞届度候

一 信玄事者、只今憑信長之外、又味方無候、此時聊毛疎略者、信玄滅亡無疑候、被遂分別可申理候、猶其表之調、不可疎意候、謹言

三月廿三日

信

玄

市川十郎右衛門殿

信玄より眞田彈正忠へ

以幸便令啓候、輝虎至于上州沼田出張、定而上意、並貴邊御策謀半候之間、某分國ニ不可動干戈事勿論候、但楚忽之行候者則後悔無益候、先信州へ出馬、諸城堅固之備、申付尤候趣、家老之者毛致異見候、雖然上意之御下知、又貴所御扱半候之條、以遠慮駿州へ出張、去六日蒲原・落城・北條新八郎以下兇徒悉沒死、當城ニ信玄罷移候、可御安心候、此上毛輝虎擬之

一八七

儀、其偏信長可有調略候、猶近日以市川與左衛門尉可申候、恐々謹言

永一二年

十二月十日

信

玄

謹上 彈正忠殿

信玄より夕庵へ

依遼遠之堺、無音意外候、如露先書候、甲・相存外遂和睦候、就之
例式從三・遠兩州可有虚説歟、縦扶桑國過半屬手裏候共、以何之宿意
信長へ可存疎遠候哉、被遂勘辨、佞者之讒言無油斷信用候様取成可爲
祝著候、仍近日者輝虎甲・相・越三國之和睦專悃望候、雖然存旨候之間、不
致許容候、委曲市川十郎右衛門尉可申候、恐々謹言

正月廿八日

信

玄

夕庵

以上信玄の書翰・定書に現れたる外交上の掛引、戦への細心な配慮などが窺はれる。

更級郡八幡社へ奉つた謙信の祈願文

一 平景虎、夫當社垂迹者、本地無量壽、過十萬億至日域、父仲哀天皇・母
神功皇宮、在胎内征罰三韓、歸朝能鎮護百王百代、顯八幡宮、九州豊前國
建立宇佐宮、然而後、陽成天皇御宇、奉勅請男山、岩清水流六十餘州充滿
云々、故奉安信濃國更科郡、崇敬異他、爰號武田晴信、在佞臣亂入彼
信州、住國諸士悉遂滅亡、破壞神社佛閣、國々之悲歎覃累年、何對晴信、景
虎可速鬪諍、雖無遺恨、依爲隣國之衆恨、後代鬼神、擔或眼前難辨有

好、故近年及助成、或爲全國所勵軍功、無他事、神不受非禮、縱晴信雖有渴仰志、既爲奪國務、無罪令惱亂萬民、爭預其感應乎、伏此誠請之旨垂照鑑、景虎以團扇如當國本意靜謐、發天下於家名於立願成就者、至此國一所奉寄附當宮、彌以可抽丹誠、殊予容體堅固、武運長久、如之東左西右南前北後、仰此威風、信・越兩國永樂榮花、願書如件、

八幡宮御神前

長尾彈正少弼平景虎

謙信より市田へ

近年御知行方之事

一 膝田秩父之事

一 廣田河田谷一跡事

一 毛呂土佐守方前事

一 市田之事

一 小田助三郎方前事

一 相州御本意候上事

此條、曾不可有御相違、狀如件、

永祿三

十一月十二日

景

虎

市田殿

謙信より蘆名左京大夫へ

兩國備之儀、無御心許可有之候間、態以脚力啓札、抑關左之事、先年進發之時分、大概屬本意、諸口備堅固之間、北條新九郎自力之働依難叶、武田大膳太夫引立出張、就中去年初冬此、太田美濃守年來抱間、號松山向

地、對甲・相兩衆及近陣、晝夜無手透、彼要害相攻間、美濃守同心・被官・隨分覺者數千人、雖籠置候、武・相境目之地敵味方助引不自由之上、以兩勢取詰之間、城衆爲難義之間、加勢之事美濃守催促無據候、內々一勢雖可立越分候、武大・北新張陣、幸今般關東之惡逆人可成根切心覺悟、去十一月下旬不圖出陣、取分舊冬深雪故、様々各毛以駕輿繼夜於日、越山凌遠境、雪中劬勞、過御推察候、然者去二月上旬松山敵陣爲後詰、先號石戶地、僅隔二三里陣取之所、勝哉輝虎越山儀有其聞、以來例式兩所計策人二候、城中へ入刷果而城主誑二乘、其上晴信被渡證人故、松山籠城之者共無恙出城、折節石戶著陣之刻、皆共落來候、城内へ通路、諸口相塞之間、輝虎後卷、城主不知而如此冊仕合、無是非候、雖然兩軍在陣、遂一戰可達本意事、簡要之間、押詰之、毎日雖動懸像大節所更不取出候條、輝虎雖陣所拋餌兵可懸腮、雖廻武略候、兩所下手切入間故歟、從當軍

著羽故歟、終不打合候間、所詮越切所敵陣可取懸存候所、其儀内通之族候歟、以總軍夜中退散、相隔陣堺故不慕候、旁以今度不付是非候事無念候、乍去號武州内崎西地事、奉公衆二候小田伊賀守累代在城、彼人者成田下總守弟候、對輝虎可有述懷、雖無之候、兄逆心之間同前、彼地元來構四方無測深沼一段へ可然地候條、調義難叶由、年寄共雖申候之、對氏康・晴信不遂一戰候事口惜、殊若年之者共、徒在陣失勇由申候間、向西之地進陣、勢樓責具以下相調、既外廻輪中城爲取之、責城計事暫之處屬美濃守、種々相望之間、令寬宥候、然間下總守可復先忠由佗言候、並茂呂因幡守・同兄弟其身出行、其以來至于野州進馬小山彈正大弼宿城、向祇園地及進陣、是モ一二日頻而相攻之處、抛身上懇望、不私人體被渡候間、非可爲減去任佗言候、然間爲始小彈息、親類家風人質數多見出候、結城之事小彈舍弟間、依之彼前モ深重候間、任其意輝虎事先以可納

馬之由、強而異見、爰佐野小太郎其身、若輩候、家中有佞人、色節成、表裏候間、向小太郎在城、寄馬候、彼人者先年一子ヲ爲證人、出置、于今其分候、雖然家來者共妨故、出陣等不致之候、併屬各佗言最中候、方々難默止、儘無事、無際限候條、餘人之見溢可付落去候哉、思案半候、當地一遂不可有程候、其上者別而可成之行不著襲候間、先以可令歸府候、其子細猶河田豐前守可申届候、恐々謹言

卯月五日

輝 虎

蘆名左京大夫殿

謙信より阿闍梨へ

夫在卯摩輩肖氣云々、吾是幼稚而後、父母、雖然以天之撫育、俛、剩於越。信兩國、數度戰功、決勝於千里之外、加之先年至上州、發旌旗、敵城餘多或攻

落、或降參、累歲對官領家、不儀方、大略復先忠、招者先代九世以後、東國之諸士覺悟區々、背上下之法禮、默止親兄孝敬、雖濁世勿論、逐年追日鬪諍、銜無休、因茲所知悉曠野、成狼鹿狸兔之栖、萬人零落絕言語、然處輝虎依團扇之威風、屬味方輩、近年者設無爲之和、人民歸安堵之思、是則既百餘載不揚放火、相州小田原之地不殘一字、燒拂、其上鎌倉中連日旗、擒北條左京大夫故也、懼之非摩肖以頭乎、殊能越、佐三ヶ國手裡同前、猶請只今五檀修行之意趣者、武田晴信、北條氏康、當時之佞者恣甲、信兩州破壤山川并諸五山末寺々領人給、是誠佛法王法之敵讎、於坂之東、惡逆無道族功者歟、如彼兩人乎、所詮晴信、氏康彼身調儀之事、成此檀祈除庶人愁、然者今國中取分、越後州豐饒安全、酬此誠精、輝虎彌增益揚名於雲上、武運長久、以中所求衆、皆令滿足而已、狀如件

永祿六年七月十八日

藤原輝虎

八幡極樂寺一女阿闍梨ニ參

一九六

謙信より横瀬雅樂助へ

甲・相兩軍拂藤阿古陳、佐貫與足利之間陣取候畢、因茲以使者註進、并條目口上一々得其意候、如來書館林・足利兩地之備大切候、幸其地手明候上者、急度加勢堅固之稼專一候、度々如申届、今度之事者可遂一戰由定覺悟候、然間輕々與不進馬候、八幡大菩薩非偽候、委細可在彼口上候

恐々謹言

永祿六年癸亥

閏十二月十一日

輝

虎

横瀬雅樂助殿

追而來十五日可進馬候、

其心得專一候、以上、

謙信より上村出羽守へ

内々其口無心許處、從家康以兩使彌可有入魂之由承候、依之無二無三可申談、子細以誓言申合候、可然様演說任入迄候、晝夜有其口捕粉骨之條無比類候様、當方ニモ油斷有間敷候、可心易候、委細者可有彼口裏候、恐々謹言

八月

謙

信

上村出羽守殿

右兩使ハ上村與三郎・中川市助也

謙信より松平左近允へ

一九七

雖未申遣候一筆啓候、仍自家康態使僧誠大慶不過之候、向後之義者無二可申合心中候、畢竟取成憑入候、委細彼可有口上候、恐々謹言

八月廿二日

輝 虎

松平左近允殿

謙信より石川日向守へ

及一翰意趣者、去年以權現堂色々家康入魂之旨眞實ニ候、於愚老大慶候、此段申届、無二可申合、心中無他事候、能々彼口上被聞届所願入候

恐々謹言

九月五日

謙 信

石川日向守殿

以上、謙信の願文及び書翰を讀めば、謙信の人柄とその誠實さが理解せられるであらう。

九、信玄と謙信の歌道

武田信玄の家臣に長坂釣閑といふ者があつたが、或時、今川氏真と北條氏政と二人の顯名ある短冊二枚を、信玄に見せた。信玄にとつて氏真は甥であり、氏政は婿であるから、悦ばれることであらうと思つてゐたが、意外に信玄は不快な面色にて、

「國主たる者が武勇なくして華車であるのは、鼠をとらぬ猫の毛色麗はしきこときものである。武篇さへあれば、無能なりとも、至つて華車なりといふべし。武勇は武士の能なり、家の能にもあらぬ歌道の勝れたるこそ遺憾である。石臼は種

々の用には立てども、座敷にはあげず、茶磨ちやうりは茶を挽く一能にて座上にも置くものである。兩人の手跡も和歌も石臼藝である。」と、辛辣な批判をなした。

武業を重んじる信玄ではあつたが、全くの無風流かといふと、さうではなく、歌も多く詠んだ。その中の百首の歌に、

いはと山縁も深き榊葉を

さしてぞ祈る君が世のため

といふ傑作などがある。

上杉謙信には、あまりにも名高い「霜は軍營に満ち」の詩があるが、和歌の道にもたけてゐたので、天正年間の作に、

野伏する鎧の袖もたてのはも

皆しろたへのけさの初雪

武士の鎧の袖をかたしきし

枕に近き初雁のこえ

などの立派な歌がある。(野伏するは、野營することである)

これらを見ても、眞に武に徹した勇將は、亦、文事をもゆるがせにせず、風流を解してゐたことが解る。

一〇、龍、虎、獅子の印章

武家の印章が使用されはじめたのは、凡そ室町初期といふ説であるが、戦國時代以後は大に用ひられるようになった。戦陣裡に功名を立てた將士に對して感状などを與へる場合、一々花押をすゑることは面倒であるから、自然それに代る印章を捺して早々に片づけたものであらうと推察出来る。

武田信玄の印章は、龍を現はしてある。上杉謙信のは獅子の印に、「地帝妙」の字がある。北條氏のは、「祿壽應穩」の文意に虎印を現はしてある。

武田、北條、上杉の印が、龍、虎、獅子を刻んで、互角の勢力意氣を象徴してゐるのは、伯仲せる奴敵手なりしこととあはせて、甚だ興味深いものが感ぜられる。

一一、外交家信玄と筋目第一の謙信

武田信玄の國防方針は、「人は城人は石垣人は堀、情は味方仇は敵なり。」と自ら詠じた如く、何よりも先づ人心の團結を圖ることを主眼とした。甲州法度を初め、諸種の制度を設けたのもこれが爲めで、今日でも山梨縣人はその遺徳を偲び崇拜の的としてゐる。又人材の登用に力を用ひ、山本勘助を初め多くの人材を卑

賤のものより採用した。尙將來の作戰準備の爲め、信州の經略を志し、幾多の戦鬪をなしたが、就中葦崎の合戦にて奇勝を博し、大門峠の戦にて内線作戰の極致を示した。その後越後の上杉謙信を制壓するため、先づ今川、北條と締盟して後顧の憂を除き、屢々川中島に於て相會し角逐したのである。

しかし、この戦以後、信玄は謙信との戦を避け、主として外交手段を以てこれを抑制するに努めたことを見ると餘程手應てこたへがあつたものらしい。その後、信玄は北條氏に一撃を與へたる後和睦をなし、轉じて今川氏に向つて侵略の歩を進め愈々馬を京師に進めんとして、先づ徳川氏を撃つた。これが元龜三年の三方ヶ原の戦である。

信玄は翌年正月更に野田城を攻撃し、その開城の前夜、城中にて吹く笛の妙音を聞く爲め、その近傍に赴き狙撃を受けたことが因となり病を發し、四月十二日駒場の病床に山縣昌景を呼び、

「其方明日瀬田に旗を樹て、上洛の先陣を致せ。」

との一言を残し、五十三歳を一期として長逝した。

信玄は一意武道を勵み、その他は天運に任せたもののやうに思はれる。その特色は、武將としてのみならず、内は内政と産業に力を致し、外は外交と戦争とを巧みに按排して、政略の目的を達成した點にある。故に信玄は一大政治家といふ方が至當であつて、これも天才に因るものであらうが、修養に依るところも亦極めて多い。殊に能く人材を登用し、人言を容れたことは、成功を助けた一大原因で、當時幾多の俊傑中斷然類を異にしてゐるところである。若し信玄をして甲州の僻地に生れざらしむるか、或は假すに歳月を以てしたならば、中原の鹿は恐くは信玄の得るところとなつたであらう。

好敵上杉謙信は、永祿七年六月、越後一の宮彌彦神社に祈願文を納め、筋目すじめを守り非分を致さざるべき旨を披瀝してゐるが、謙信の一生を支配した「モットー」

はすなはちこの「筋目第一」である。

川中島の戦の後、謙信は、北條、今川、徳川、織田、毛利等の諸氏と折衝し、一方には信玄を制壓し、他方に西上を容易ならしむるに努めた。しかし正直一邊の謙信は、外交に於ては、充分その目的を達することが出来なかつた。しかしこの間、或は織田信長の幕府復興に感謝の意を表したるが如き、或は甲州に鹽の輸入を圖り敵國より感謝を受けたるが如き、或は信玄の死に際し、使を海津城に遣はして深厚なる弔意を表したるが如き、幾多の美談を残し武士の面目を發揮したことは賞讃に値する。

謙信は平素酒盃に親しむこと極めて深く、目下上杉家に傳ふる「馬上盃」などを見ると、行軍中にも大に飲んだものと見へるが、腦溢血を起して逝いた病因も、かゝるところから起つたものと思考せられる。謙信は天正六年の春、京師より畫工を招き壽像を描かしめ、自ら筆を執つて、

一朝榮華一杯酒

四十九年一睡夢

生不知死亦不知

歲月唯是如夢中

と題詞を書き、その心境の晏如たることを示してゐる。

曾て、「吾は毫も天下に望がない。我が本分は正しき戦に於て敵に勝つことである。」と述べ、又「人々は義経を平家の昔物語として聞き居る故身の用に立たね。吾は義経の武邊を學び、身に當てて聞き身に比べて研鑽して用に供する。」と云つた。謙信は戦を聖業とし行つたのであるが、統帥としての修養にも如何に勉めたか判る。

加之謙信は内治にも顯著なる功績を顯はし、常に法三章を以て仁慈本位の施政をなした。又産業を奨励開發し統濟力の養成に努め、一方には軍國の必要を満たし、一方には領民の生活安定を圖つた。尙、謙信は宗教家としても、又文藝家としても、一頭地を抜いてゐたことは、幾多の文献によつて明らかで、決して一介

の武辨でなかつたことは言辭を要せぬ。殊に先人の曾てなさなかつた。入洛を、前後二回に互り敢然として行ひ、皇室尊崇の筋目を正したことは、特筆すべき偉勳である。

一一、結 言

いま、兩雄を概観するに、信玄と謙信とは全生涯において、きわめて似てゐるところが多い。すなはち、幼時より佛教の感化を受け、ともに幼年時代より戦塵の巷に實地的教養を受け、三十餘年間の大部を戎事に費してゐる。ことに、神佛の信心厚く、信玄は天文二十年、三十一歳をもつて臨濟宗の僧岐秀により入道してゐるし、謙信は天正二年、四十五歳をもつて眞言宗の僧清胤により入道してゐることまで似てゐる。しかし、その性格にいたりては、信玄は堅實老巧なるに反

し、謙信は直情徑行であつた。故に、信玄は兵を指揮すること周密莊重なるに反し、謙信は俊敏果敢であつた。随つて、信玄は機智巧妙なる外交をもつて軍事上の効果を助けたるに反し、謙信は外交手段によるよりも、作戦上の効果に重きを置いた。

しかして、部下に對しては、兩者ともに情誼に厚く、信服を得てゐたが、謙信はとくに宗教的信仰により戦闘能力を發揮せしむるに努めた。謙信の居城春日山城には、武神毘沙門天王を祭れる堂があつて、軍隊が宣誓をなすとき、または出陣の際には、その堂前において儀式を行ふた。故に、隊旗には白地に「毘」の字を書いたものを用ひ、この隊旗は、天賜の紺地日の丸の「日の御旗」及び謙信が馬前に樹ててゐた「懸り亂龍」の旗」ともに使用せられたこと、武田勢の「大菱の旗」と「不動如山、侵掠如火、其靜如林」の旗印とに對し、おの／＼その特色を發揮したものである。なほ、戰場へも二個の厨子を奉戴し、その一は、不動、

金剛夜叉、降三世、軍荼利、大威徳の五明王を安置し、他の一は觀音大士を納めてあつて、軍事行動とともに慈悲心を有すべきことを部下に注入せんためである。これ等の宗教的信仰心の養成は、軍人精神を發揮するに著大の効果ありしものと信ずる。

内治方面においては、兩雄ともふかく一般人民の一致協力を得ること、生活の安定とを得せしむることに力を用ゐ、軍隊をして後顧の憂なからしむるため、一般の努力を拂つたのみならず、軍事材料の補充供給に、必要なる産業の發達に力をいたしたことは軍の能力發揮に與つて力があつた。

かくのごとく、兩統帥は、いづれも特種的能力を有したのみならず、部下の訓練にも著大なる力をいたし、さらに今日の所謂銃後の諸勤務に全力を傾注せしめた。これ兩軍が古今東西に類例を見ざる威力を顯はした原因であらう。

たゞ、この兩者間において差異あるところは、謙信が尊皇の念きわめて厚く、

東西一應戰違あらざる際において、なほかつ上洛二回におよび、つねに聖慮を安んじ奉るに努めたるに反し、信玄は東奔西走の多忙の中に、甲州法度、武田家々法、武田家百目録のごとき法制的事業に力を致し、内治の上に著大なる効果を擧げたることである。

以上述ぶるがごとき兩統帥の行蹟は、三百年後の今日にいたるまで、川中島の戦ととも代表的武將として國民尊崇の的となつてゐる所因である。しかして、明治天皇の御代にいたり、兩雄ともきわめて光榮ある殊遇を賜はり、ますく國民精神の發揚に、大なる原動力となつてゐることは、まことに喜ぶべきことである。

現今、我が國は國力を賭して米英兩國と決戦中である。皇軍は、ますくその威力を發揮して敵を屈服せしむるとともに、彼等をして我が肇國の大精神たる養正樹徳の本義を理解せしめ、世界全人類の尊敬と信賴とを獲ねばならぬ。これに

は、兩統帥の行蹟を表裏兩方面より觀察し、その長所を採り、現下の聖戦に處するの道を求むることが、ことに必要である。

(出文協承認番號)
あ 230058



昭和十七年十一月十五日 印刷
昭和十七年十一月二十日 發行

〔四〇〇〇部〕

—— 日本精神文化新書 ——

兵學より
見たる 川中島の戰

定價壹圓五拾錢

著者 井上 一次

發行者 大阪市南區橫堀七ノ二二二
株式會社 日本出版社

代表者 脇阪要太郎
會員番號 一二三〇七四

印刷者 大阪市浪速區久保吉町一三三九
吉田 秀太郎

會員番號 西大九三

大阪市南區橫堀七(振替大阪三三三三)

發行所 株式會社 日本出版社

東京市神田區神保町一(振替東京二六六二)

配給元 日本出版配給株式會社

近世日本興業偉人傳

近世日本興業偉人傳發刊に當りて
 日本出版社長 脇阪要太郎
 大東亞戰爭を勝ち抜く爲、國民はそれぞれ其の分に應じて全力を擧げて御奉公しなくてはならぬ秋であります。されば出版業者にも自と道がある譯です。私は出版報國に己の誠を致したく、其の一端として近世日本に於て業を興し増産に力を盡した世にかくれたる人々の傳記を出版するのは、目下の急務であると考へ、幣社出版部長信田秀一君と考究し、斯界の權威佐佐木千之先生に種々御指導を仰ぎ、此處に近世日本興業偉人傳の正案を得て、愈々出版をすることを致しました。敢へ江湖の諸賢に一讀を願ふ次第であります。

① 姫鱒の人工養殖 和井内貞行 佐々木千之著

② 養殖眞珠の發明者 三木本幸吉 間々田隆著

③ 至誠熱血の大老農 中村直三 松田武四郎著

④ 築港の偉傑 稻葉三右衛門 高橋俊人著

⑤ 國産林檎の指導者 外崎嘉七 伊藤峻一郎著

B列6號二四〇頁内外
 定價壹圓貳拾錢 送料十五錢

以下續刊

954
40



日本精神文化選書

● ¥150

日本出版社刊